

○射水市有料広告掲載要綱

平成19年3月23日

告示第37号

改正 平成20年4月1日告示第62号

平成22年3月29日告示第54号

平成24年3月30日告示第82号

平成24年11月1日告示第213号

平成24年12月28日告示第233号

平成28年3月28日告示第48号

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間企業等との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、市の財産等を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に規定する財産等のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 市が発行する刊行物及び印刷物

イ 市のWebページ

ウ 市の公共施設

エ 市の財産以外で、市の行政目的に利用しているもののうち、所有者が了承したもの

オ その他広告媒体として活用できる財産等で市長が認めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

(広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載することができない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 政治性のあるもの

(4) 宗教性のあるもの

(5) 社会問題についての主義主張

- (6) 個人の氏名広告
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (9) その他広告媒体に掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別に定める。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格、掲載位置等は、広告媒体ごとに当該広告媒体を所管する部署(以下「広告媒体主管課」という。)が別に定める。

2 広告掲載する位置は、広告媒体の目的を妨げない位置とする。

(掲載希望者の募集)

第5条 広告掲載を希望するもの(以下「広告掲載希望者」という。)は、原則として広報誌等により公募するものとする。

(広告の申込み)

第6条 広告掲載希望者は、射水市広告掲載申込書(様式第1号)に掲載しようとする広告の原稿を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の申込みの際、市長は必要に応じて広告掲載希望者の業務内容が分かる書類等の提示を求めることができる。

(広告掲載の決定)

第7条 市長は、前条の申込みがあったときは、広告掲載の可否を決定し、射水市広告掲載決定通知書(様式第2号)又は射水市広告掲載不可決定通知書(様式第3号)により申込者に通知するものとする。

(広告掲載料)

第8条 広告掲載料は、広告掲載を希望する広告媒体の種類や広告の掲載位置、広告の期間、広告の規格、広告の効果及び類似広告の市場価格等を勘案して別に定める。

2 前項の広告掲載料は、最低募集価格を設けることができる。

(広告掲載の優先順位)

第9条 広告掲載希望者が同一の広告媒体について複数ある場合は、次の各号の順序により、広告掲載の可否を決定する。

- (1) 公共団体、公団、公社、公益法人及びこれに類するものに係る広告
- (2) 公益性のある企業で、市内に事業所等を有するものに係る広告
- (3) 前2号に掲げるもの以外の企業で、市内に事業所等を有するものに係る広告

(4) その他掲載する広告として適当であると市長が認める広告

2 前条第2項の最低募集価格を設定した場合は、広告掲載料の高い方を優先する。この場合において、当該広告掲載料に差異がない場合は、前条各号の順序により、広告掲載の可否を決定する。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告掲載が決定した申込者(以下「広告主」という。)は、別に指定する期日までに広告掲載料を一括納付しなければならない。

(広告掲載料の還付)

第11条 広告掲載料は還付しない。ただし、市の都合により広告の掲載ができなくなったときは還付することができる。

(広告掲載の取消し)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 市長が指定する期日までに広告掲載料を一括納付しなかったとき。

(2) その他市長が特に広告に支障があると認めたとき。

(広告主の責任等)

第13条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 広告主は、掲載しようとする広告が屋外広告物法(昭和24年法律第189号)に規定する屋外広告物に該当する場合は、富山県屋外広告物条例(昭和39年富山県条例第66号)に規定する許可を受けなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年4月1日告示第62号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成22年3月29日告示第54号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日告示第82号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年11月1日告示第213号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成24年12月28日告示第233号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成28年3月28日告示第48号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

射水市広告掲載申込書

年 月 日

射水市長

申込者 住所(事業所所在地)

氏名(事業所名)

電話番号等

TEL

FAX

E-mail

担当者

氏名

連絡先

射水市有料広告掲載要綱第6条の規定により、射水市の資産への広告の掲載について、下記のとおりの原稿を添えて申し込みます。

記

1 掲載希望する広告物【番号を○で囲み、()に具体的に記入してください】

- (1) 市が発行する刊行物()
- (2) 封筒
- (3) 市のWebページ
- (4) 市の所有する施設()
- (5) その他()

2 掲載希望期間【いずれかに○をつけるか、記入してください。】

1箇月 3箇月 6箇月 12箇月 その他(箇月)

3 広告料の支払

広告掲載が決定したときは、射水市の定める基準に従い、広告掲載料を支払います。

4 添付書類

- ①掲載希望原稿
- ②その他

様式第2号(第7条関係)

年 月 日

様

射水市長



射水市広告掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました射水市の資産への広告掲載につきましては、下記のとおり掲載することを決定しましたので、射水市有料広告掲載要綱第7条の規定により通知します。

つきましては、下記により手続をお願いいたします。

記

1 広告の内容

- (1) 名称
- (2) 作成部数、配布先及び規格等 別紙のとおり
- (3) 発行(掲載)開始日
- (4) その他

2 広告掲載料

- (1) 広告掲載料 円
- (2) 納付方法及び納付期限
同封の納入通知書により、年 月 日までにお支払ください。

3 その他

様式第3号(第7条関係)

年 月 日

様

射水市長



射水市広告掲載不可決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました射水市の資産への広告掲載につきましては、下記の理由により掲載できないことを決定しましたので、射水市有料広告掲載要綱第7条の規定により通知します。

記

- 1 申し込まれた広告の内容
- 2 掲載できない理由

様式第1号(第6条関係)

様式第2号(第7条関係)

様式第3号(第7条関係)